

陳 情 第 26 号	令 5. 3. 13 受 理
<p>(件 名)</p> <p>市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>経済的理由から生理用品を十分に用意できないという「生理の貧困」がコロナ禍を機に社会問題となって久しくなり、今や貧困の問題のみならず、女性の人権問題として受け止められるようになった。</p> <p>これまで長く「生理」そのものがタブー視される風潮があったため、児童生徒によっては恥ずかしさから生理になったことを言えないこともある。ましてや生理用品を「買ってもらえない」、「用意できない」ことを保健室等で申告することは精神的な苦痛を伴い、容易なことではない。</p> <p>生理は新しい命を生み出し、人類が存続していくための女性にだけある現象である。だからこそ女性の心身の健康と人権を守る視点に立ち、社会全体で支える仕組みが必要である。また、特に初潮から間もない小中学生は、生理周期が安定するまでに個人差があり、学校のトイレで突然生理が来たことに気づくことも少なくない。短い休み時間にトイレから保健室に生理用品を受け取りに行き、またトイレに戻って手当てをするのはとても大変である。そのときトイレに生理用品が置いてあれば、どんなにホッと嬉しいことだろうか。</p> <p>世界的には生理用品を無償提供や非課税とする国もあり、全国的にも自治体で予算を組んで学校のトイレに生理用品を設置する動きが急速に広がっている。</p> <p>2022年度、本市では鹿児島県の措置により希望する学校へ生理用品の配布があり、市立小中学校の女子トイレに置いたことで大変喜ばれているが、これが一時的なものにならないよう本市独自の予算化が必要である。生理用品を保健室だけでなく女子トイレにも置き、困ったときはいつでも安心して手にできる環境を整えることが、全ての児童生徒の健康や尊厳、そして学習する権利を守ることになる。</p> <p>ついては、児童生徒が安心して学べ、心も身体も健康で衛生的な生活を保障するため、下記事項について陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 市立小中学校の女子トイレに生理用品を常時、設置していただきたい。</p>	